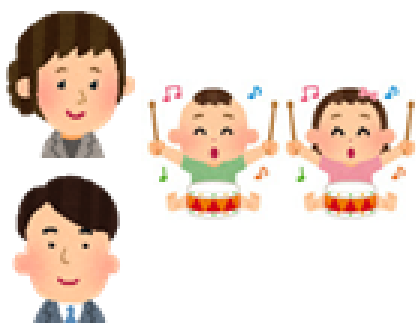


世帯の点数はこんなふうに計算しています

☆(申込冊子22～25ページの点数表と併せてご覧ください)☆



- ・ふたご
- ・父：週5／フルタイム勤務
- ・母：4月から就労内定中（週5／1日6時間のパートタイム勤務）

基本点数 父：100
母：80
調整点 +3 → きょうだいの状況
183点 （双子による加点）



- ・入所希望する園に上の子が入所中
- ・父：週5／フルタイム勤務
- ・母：育休中（育休前は週5／フルタイム勤務）
- ・自宅の1[※]〇圏内に65歳未満の祖父母が居住（祖父は就労、祖母は専業主婦）

基本点数 父：100
母：100
調整点 +7 → きょうだいの状況
 -3 → 保育の代替手段
204点 （別居の祖父母）



- ・2人同時入所希望
- ・父：週5／フルタイム勤務で現在は北海道に単身赴任中
- ・母：子どもが入所したら仕事を探したい

基本点数 父：100
母：30
調整点 +6 → 就労状況
136点 （単身赴任による加点）



- ・現在、対象児童は企業主導型保育所に入所中
- ・入所希望園に上の子2人が入所中
- ・父：週5／フルタイム勤務
- ・母：週4日／1日6時間のパートタイム勤務

基本点数 父：100
母：80
調整点 +5 → 保育の代替手段
 +10 → きょうだいの状況
195点 （3人目の加点）

保育料ってどれくらい？

**4月1日の年齢が
0. 1. 2歳児のことも**



父母の年収が合算して103万円未満で、生計を同一とする祖父母のいずれかが年収300万円を超える場合は、その祖父母の市民税も合算して保育料を算定します。



- ・保育必要量（標準時間／短時間）
- ・保護者の市民税の所得割額の合計により保育料を決定します。



毎年6月頃にお手元に届く「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」等をご参照ください。保護者の市民税の税額控除前所得割額を申込冊子の28ページの「大阪市保育料金額表」に照らし合わせると概ねの保育料がわかります。（父母ともに課税の場合はご夫婦の合算）

保育料の例

- ・4月1日の年齢が1歳のお子さまが、標準時間認定で保育を利用。
- ・父の所得割額が173,680円、母が配偶者控除の対象となっているお子さまの場合

$$173,680円 \times 6 \div 8 = 130,260円$$

申込冊子28ページの大阪市保育料金額表に照らし合わせると13階層（32,700円）となります。

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

税額算定の基礎となる金額 任意の個人金等特別控除 府民税額控除等の合計額 給与から差し引かれる母月の月別税額

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所 給与収入 5436629 主たる給与 5436629 所得 ③A-B 2171000

税額控除前所得割額④ 173680

税額控除額⑤ 88979

所得割額⑥ 84700

税均等割額⑦ 3500

税額控除前所得割額④ 43420

税額控除額⑤ 22245

所得割額⑥ 21100

税均等割額⑦ 1800

特別徴収税額⑧ 111100

控除不足額⑨ 0

既充当額⑩ 0

既納付額⑪ 0

特別徴収税額⑧-⑨-⑩ 111100

変更前税額⑫ -

増減額⑧-⑫ -

変更月 一月

納付額

6月分 9900

7月分 9200

8月分 9200

9月分 9200

10月分 9200

11月分 9200

12月分 9200

1月分 9200

2月分 9200

3月分 9200

4月分 9200

5月分 9200

令和3年 5月 20日

給与から差し引かれる特別徴収税額（年税額）

受給者番号

XXXXXXXX

住

大阪府北区中之島000

指定番号

200000

宛名番号

1

住所が相違する場合は、下段に記載の市税事務所へご確認ください

税額控除前所得割に6/8をかけた金額の父母の合計を「大阪市保育料金額表」に照らし合わせます。

生命保険料 70000 基礎 430000

地震保険料 22000 雑損 0

障害者 330000 療費 11530

配偶者 330000 所得控除合計② B 1737193

所得控除の総合計額

⑤には寄附金税額控除額11,674円、住宅借入金控除額97,050円が含まれます。

控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数内訳、本人該当区分の該当欄に*または人数を表示

☆きょうだい等がいる世帯について、令和6年9月分より第1子（生計を同一にするこども）の年齢にかかわらず、第2子以降が無料となりました。ただし、第1子が企業主導型保育所以外の認可外保育施設を利用している場合は、多子減免の対象外となります。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

- ・令和6年9月より認可保育施設の無償化の対象が第2子まで広がります。
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000608688.html>)

保育料の無償化について

4月1日の年齢が0. 1. 2歳
で非課税世帯のこども



4月1日の年齢が3. 4. 5歳
の全てのこども

国の幼児教育無償化により保育料は0円
となっています。



ただし…

園にかかる諸経費



主食費（ご飯）



副食費（おかず等）



園にかかる諸経費や、延長保育料、3歳児以降の主食費（ご飯）、副食費（おかず・おやつ代）は別途保育園へお支払いいただく必要があります。

- ※
- 第3子以降の子ども
 - 保育料の利用者負担区分が1～8A 階層の世帯
 - ひとり親世帯または障がい者のいる世帯で利用者負担区分が1～9 階層の世帯
- については、副食費の免除が適用されます。

入所申込について

保育園の入所には、年度始まりの4月から入所する「**一斉入所**」と、5月以降の年度途中から入所する「**途中入所**」があります。学年の始まりとなる4月が1年の中で最も募集人数が多く、4月で埋まりきらなかった枠と、退園等で空いた枠が5月以降の募集人数となります。



	令和7年度一斉入所 1次調整申込み	令和7年度一斉入所 2次調整申込み	年度途中申込
申請書類	令和7年度用	令和7年度用	入所希望する年度用
申込期限	令和6年10月1日（火） ～10月15日（火）	令和7年1月10日（金） ～2月7日（金）	入所希望月の前月5日 まで（土日祝の場合は翌開庁日）
結果発表	令和7年1月27日（月） 通知発送	令和7年2月27日（木） 通知発送	入所希望月前月の 15日前後に通知発送 （内定の方には電話連絡）
内定した場合の入所日	令和7年4月1日	令和7年4月1日	入所決定月の1日
保留となった場合	自動的に2次調整の対象 となる。 2次調整も保留の場合は 申込み年度の3月まで毎 月利用調整の対象となる。	申込み年度の3月まで 毎月利用調整の対象とな る。	申込み年度の3月まで 毎月利用調整の対象と なる。

2次調整とは

一斉入所には「1次調整」と「2次調整」があります。
2次調整は1次調整で埋まりきらなかった空き枠を公表し、1次調整で保留となった方と、新たに申請された方を対象に調整を行います。

保留通知について

申請された月の利用調整で入所できなかった方に送付いたします。
翌月以降は保留通知の送付はせず、入所が可能となった場合のみお電話でご連絡いたします。

令和7年度 一斉入所

お申し込み方法

1

令和7年度 保育施設・保育事業利用の案内を入手してください。

9月4日（水）から港区役所3階のエレベーターホール前と港区の全ての認可保育園にて配布しています。またホームページからもダウンロードしていただけます。

2

就労証明や診断書等、時間のかかる書類の準備を始めましょう。

不足書類の提出期限 11月15日（金）を過ぎると、1次選考に点数を反映できません。保育を必要とする事由を確認する書類が間に合わなかった場合は申請却下となることもあります。

3

一斉入所受付のオンライン予約をお取りください。

9月9日（月）9時より、オンライン予約を開始します。当日はご予約の方が優先となりますので、忘れずに予約をお取りください。

4

ご予約された日時に面接会場にお越しください。

当日はお子さまの面接もありますので、お子さまと一緒にお願いします。
混雑緩和のため、あまりに早いご来場はお控えいただき、遅れそうな時や来場できない場合はご連絡ください。面接時間は1世帯20分を予定しておりますので、申請書はご記入いただいた上でお持ちください。

※当日お子さまの同伴が難しい場合は、面接のみ後日実施しますのでご相談ください。

・・・会社や病院等記入欄

申込書の表紙となるページです。世帯の方のお名前や、希望保育施設を記入します。

ご希望の園のみご記入ください。
第6希望まで無理に埋める必要はありません。(P24のQA参照)
希望される方は第7希望以降もご記入いただけます。

利用調整調査票（その1）

保護者の状況や、祖父母、きょうだいについてご記入いただくページです。

利用調整欄資料（その1）

[illegible]

育児休業中の方のみご記入ください。
上の☑ は点数どおりの順位となります。下の☑ は一番低い点数の方の後の順位となり、入所の可能性が低くなります。育児休業を延長希望される方向けです。

全ての保護者の方が対象です。
有無について必ずご記入ください。

令和6年1月1日に大阪市内に住民票があった方は、課税証明の提出が必要です。

※ 祖父等の状況

	祖父等の様子		祖母等の状況	
父方	氏名 長男 長男 (71 歳) 住所 東京都 東京都 東京都 職業 東京都 東京都 東京都 健康 東京都 東京都 東京都	氏名 長男 長男 (71 歳) 住所 東京都 東京都 東京都 職業 東京都 東京都 東京都 健康 東京都 東京都 東京都		
母方	氏名 長男 長男 (69 歳) 住所 東京都 東京都 東京都 職業 東京都 東京都 東京都 健康 東京都 東京都 東京都	氏名 長男 長男 (69 歳) 住所 東京都 東京都 東京都 職業 東京都 東京都 東京都 健康 東京都 東京都 東京都		

親族（20 歳以上 65 歳未満）が同居、または自宅から 1 km 圏内に 65 歳未満の祖父母が居住している場合、保育の代替手段があるという理由から減点の対象となります。「保育理由証明及び申告書」等の保育ができない証明を提出くだされば減点の対象外となるか判断します。

○ 就学前の兄弟姉妹の状況					小学校就学前の兄弟姉妹がいれば、該当する欄に○、印または要事項を入力してください。				
氏名	性別	生年月日	年齢	状況					
森田 三郎	男	昭和44年4月5日	1	○(転入) 〇(転出) 〇(退学) 〇(他)					
		昭和44年		〇(転入) 〇(転出) 〇(退学) 〇(他)					

[illegible]

きょうだい同時で申込みされる
方のみご記入ください。
上のお子さまが入所中で、今回は
下のお子さま1人だけのお申込み
の場合は記入不要です。

[illegible]

利用調整調査票（その2）

お子さまの現在の保育状況や、出生時の状況、病気や障がいの有無についてご記入いただくページです。

利用調整調査票（その2） 記入日 西暦・令和 5年 10月 3日

保護者氏名	子どもの氏名	性別	西暦	生年月日	おうちでの呼び名	家に就労する人
保育 太郎	保育 一郎	男 / 女	西暦	2 4 4 月 18 日	いっちゃん	父

② 子どもの保育状況 ※記入する場合は1に1項目以上の要項を記入してください。

現在の保育状況

- 1 自宅保育（父・母）
- 2 同居親戚（父・母）
- 3 保育所・認定こども園・幼稚園保育
- 4 専任（専任）（父・母）
- 5 専任（専任）（父・母）
- 6 企業・団体保育事業
- 7 認可外保育施設
- 8 その他（具体的に）

保育施設等を利用できなくなった場合

- 1 自宅保育
- 2 同居親戚
- 3 保育所・認定こども園・幼稚園保育
- 4 企業・団体保育事業
- 5 認可外保育施設
- 6 専任（専任）（父・母）
- 7 フォーミュラセンター利用
- 8 施設による保育
- 9 その他（具体的に）

入所院

過去の保育施設

③ 子どもの健康状況 ※記入する場合は1に1項目以上の要項を記入してください。

健康状況

現在状況

アレルギー等

④ 子どもの健康状況 ※記入する場合は1に1項目以上の要項を記入してください。

健康状況

現在状況

アレルギー等

同一疾病等で1年に1回以上の継続的な通院があるお子さまは「対象児童用診断書」の提出が必要です。便秘やアトピー性皮膚炎など診断書が不要な場合もあります。迷った場合は担当までご確認ください。

裏面にはお子さまの現在の生活状況をご記入ください。

※1. 必要な児童のみ提出

【主治医記載】

対象児童用診断書（大阪市保育所等入所希望児用）

（あて先）保健福祉センター所長

氏名

年齢

性別

① 必要な児童とは、治療中、または経過観察中の児童であり、1年以内に1回以上エコー検査等で診断した結果がある児童。ただし、一過性、一時的なものに限定。しかし、入所後保育中にあっては診断書が必要となる場合は、診断書が必要。② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 必要な児童とは、治療中、または経過観察中の児童であり、1年以内に1回以上エコー検査等で診断した結果がある児童。ただし、一過性、一時的なものに限定。しかし、入所後保育中にあっては診断書が必要となる場合は、診断書が必要。② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊼ ㊽ ㊾ ㊿

㊽ ㊾ ㊿

㊾ ㊿

㊿



対象児童用診断書

かかりつけ医、小児科で記入してもらってください。取得には診断書料がかかります。入所決定や、入所後の安全な保育のために必要となります。

